

近現代史(40) 「ヴェルサイユ体制とワシントン体制」

○今回のポイント

第一次世界大戦後の国際秩序はアメリカが構築した。ヨーロッパ地域ではヴェルサイユ体制が、アジア・太平洋方面にはワシントン体制が敷かれた。

(1)パリ講和会議

①会議の原則

- ・1918年1月に発表されたウィルソンの[1. 十四カ条]
- ・秘密外交の廃止、海洋の自由、関税障壁の廃止、軍備縮小、ヨーロッパ諸国民の民族自決、植民地問題の公正な解決、国際平和機構の設立など

②ウィルソンの理想

- ・ヨーロッパ列強の[2. 秘密外交]や非民主的な政治を批判
 - ・平和や社会的公平への民衆の願望を受け止める
 - ・自由主義経済のもとで戦争を防止する国際秩序を実現
- } [3. 社会主義]
ロシア革命の
に対抗

③[4. ロイド=ジョージ](英)と[5. クレマンソー](仏)の現実

- ・植民地等の既得権益を手放さず、敗戦国に厳しい態度
→十四カ条の原則は部分的にしか実現せず

④アジア・アフリカの失望

- ・民族自決の適用 → 旧ロシア、オーストリア、オスマン帝国下の[5. 東欧]の諸民族独立に限定
- ・[6. ドイツ]の租借地や植民地が戦勝列強国に分配

(2)ヴェルサイユ条約 ドイツとの講和条約 in パリ郊外のヴェルサイユ宮殿

○ドイツは全ての植民地を失う

- [7. アルザス・ロレーヌ]をフランスに返還(普仏戦争でプロイセン領)
- ポーランドなどに国境地域割譲(8. ポーランド回廊) ダンツィヒを自由市、ザール地方連盟管理下
- [9. ラインラント]の非武装化
- 軍備制限 → 徴兵制廃止、陸軍10万人以下、海軍大幅制限、戦車・軍用航空機・潜水艦の保有を禁止
- 巨額の賠償金支払い → 1921年に[10. 1320億金マルク]

(3)戦後処理

○ドイツ以外の旧同盟国の講和条約

オーストリア	11.	サン=ジェルマン条約
ハンガリー	12.	トリアノン条約
ブルガリア	13.	ヌイイ条約
オスマン帝国	14.	セーヴル条約

○大戦後の領土変更

- 旧ロシア領→[15. フィンランド]、バルト三国(エストニア、ラトヴィア、リトアニア)
- 旧オーストリア領→ チェコスロヴァキア、[16. ハンガリー]、ユーゴスラヴィア
- 旧露・墺・独領→ [17. ポーランド]
- 旧オスマン帝国領
→サウジアラビア([18. イヴン=サウード])がアラビア半島を統一
→フランス委任統治領：[19. シリア]
→イギリス委任統治領：イラク・トランスヨルダン・[20. パレスチナ]

☆ 帝政の崩壊 ☆

- ・東欧を分割していた露・奥・独で、総力戦の長期化による革命や敗戦によって帝政が崩壊。
- ・[21. ロマノフ]朝(露)、[22. ハプスブルク]朝(奥)、[23. ホーエンツォレルン]朝(普)
- ・米ソ最高指導者が戦後のヨーロッパに対する影響力を確保するため、争って東欧の少数民族の民族自決権を擁護(レーニンの「[24. 平和に関する布告」)、「ウィルソンの十四カ条の平和原則」)。

(4)国際連盟

①特徴

- ・世界の恒久平和をめざす史上初の大規模な国際機構
- ・本部：スイスの[25. ジュネーブ]
- ・総会、理事会、連盟事務局が中心。国際労働機関と常設国際司法裁判所が付置。

②連盟の問題点

- ・連盟不参加国
 - ・[26. ドイツ](敗戦国)と[27. ソヴィエト=ロシア](共産)
 - ・合衆国(国際的負担に反対する[28. 上院])がヴェルサイユ条約批准を拒否
 - 連盟の構成国がヨーロッパ諸国にかたよった
- ・侵略国家への制裁手段が不十分

③連盟の成果

- ・中小諸国の国境紛争調停、文化交流など

☆パリ講和会議で決定したヨーロッパの新国際秩序を[29. ヴェルサイユ体制]と呼ぶ

(5)ワシントン会議(1921~22、アメリカ大統領[30. ハーディング])が提唱)

- ・海軍の軍縮を議題とする一方、WW I 中の日本の独走を抑制する。
- ・ヨーロッパにおける英仏中心の[31. ヴェルサイユ体制]に対応して、東アジア・太平洋方面においてアメリカ中心の国際秩序=[32. ワシントン体制]が成立。

①[33. 海軍軍備制限条約]

- ・[34. 主力艦]の保有率を米英対等とする。(米5:英5:日3:仏伊各1.7)

②中国に関する[35. 九カ国条約]

- ・米、英、日、仏、伊、蘭、葡、ベルギー、中
- ・門戸開放宣言(ヘイの三原則; 門戸開放、機会均等、領土保全)を国際的に承認
 - ・これにより、1917年アメリカ参戦後に日米間で結ばれた[36. 石井・ランシング協定](日本の二十一カ条要求の承認)は失効。日本は二十一カ条要求で得た山東半島の旧ドイツ権益を中国に返還。

③太平洋に関する[37. 四カ国条約]

- ・米、英、日、仏で太平洋の現状維持を約束。
 - ・日本: 1919年のヴェルサイユ条約により[38. 赤道以北]の旧ドイツ領南洋諸島(マリアナ諸島、マーシャル諸島、カロリン諸島など)を[39. 委任統治領]
 - ・イギリス: オーストラリア、ニュージーランド
 - ・アメリカ: フィリピン、ハワイ、グアム
 - ・フランス: ニューカレドニア、タヒチ
- ・[40. 日英同盟解消]…太平洋において日本の勢力が優位なので、4カ国条約は日英同盟の解消が条件とされた。